

地域経済循環創造事業交付金募集要領

(脱炭素社会実現に資する専門人材の招へいに関する事業)

令和6年4月1日

総務省地域力創造グループ地域政策課

1. 趣旨

近年、気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生している。我が国においても、激甚な豪雨・台風災害や猛暑が頻発しており、地域は大きな影響を受けている。こうした気象災害等を背景に、我が国は、地球温暖化対策の推進に関する法律において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指すこととされたほか、地球温暖化対策計画(R3.10.22閣議決定)では、2030年度において、2013年度と比較して、温室効果ガスを46%削減することが規定された。また、地域脱炭素ロードマップ(R3.6.9国・地方脱炭素実現会議決定)では、今後の5年間に政策を総動員し、2030年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域をつくる等、地域における脱炭素の取組が加速化することが考えられる。

この目標の達成に向け、全国各地域の関係者が、社会経済上の課題を解決するためにより良い地域づくりに努力している中で、脱炭素の要素も加えた地域の未来像を描き、協力して行動することが必要である。

このため、総務省では、環境省、農林水産省、林野庁、資源エネルギー庁、国土交通省等の関係省庁と連携して専門人材を紹介するほか、専門人材を招へいする際の費用の一部を交付することにより、地域における脱炭素社会の実現を人材面から支援する。

2. 申請

(1) 申請団体

申請団体は、都道府県又は市区町村（以下「地方公共団体」という。）とする。

(2) 申請書類

申請団体は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（脱炭素社会実現に資する専門人材の招へいに関する事業）（以下「要綱」という。）に規定する様式に加え、本要領様式1及び2に添付資料を添えて提出するものとする。

3. 事業内容

(1) 対象事業

バイオマスや風力、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業の事業化に向けた課題解決など、地域における脱炭素社会の実現に向けた取組を進める上で、環境、金融、経済等についての高度な専門性及び知見を有する専門人材を招へい

【専門人材のイメージ】

地方公共団体が有する課題	招へいする専門人材の例
・ 地域エネルギー事業の運営	・ 地域のエネルギー会社社員
・ 再生可能エネルギーの安定供給方法や需要家の開拓方法	・ 学識経験者
・ 地域エネルギー事業の経営や資金調達	・ 金融機関社員
・ 地域のエネルギー会社や関係者のコーディネート	・ 地域エネルギー事業の事業か経験を有する自治体職員

(2) 事業の対象となる経費

本事業の対象となる経費は、要綱第5条に掲げるものとする。

【留意事項】

- ・専門人材の行う業務等について、国等により別途、補助金、委託費等において謝金、旅費及びその他諸経費が措置されている場合は、当該専門人材に係る謝金、旅費その他諸経費は対象としない。
- ・謝金及び旅費については、各地方公共団体の基準により算出する。
- ・地方公共団体が、各経費の支出の根拠となる証憑書類を作成・保管しなければならない。証憑書類が保管されていない経費については交付対象経費から除く場合がある。

(3) 事業の実施地域

本事業の実施地域に制限は設けない。

(4) 事業の実施期間

本事業として実施する取組は令和6年度中に実施可能なものとする。

(5) 事業の実施回数

本事業の実施期間において、専門人材は、地方公共団体において延べ5日以上（前・後泊は日数に含まず、日帰りともみならず。）勤務するものとする。

(6) 専門人材の基準

本事業で活用する専門人材は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- ① 環境やエネルギー、金融等の専門分野において、研究・職務経験等が豊富であること
- ② 脱炭素社会の実現に向けた地域の諸課題に対し、積極的な提言が可能であること

(7) 申請内容の確認・修正等

交付決定は申請書類等に基づいて行うが、必要に応じて、追加資料の提出等を依頼し、または、申請内容についてのヒアリングの実施等を行うことがある。

4. 事業計画の変更等

要綱第11条第1項に規定する事業計画の変更等を行う場合は、同項に規定する様式に加え、当該変更等を踏まえた本要領様式1及び2に添付資料を添えて提出するものとする。

5. 実績報告書等

(1) 実績報告書等

要綱第12条第1項に規定する実績報告を行う場合は、同項に規定する様式及び様式に記載の添付書類を提出すること。

(2) 提出期限

事業が完了した日から起算して30日以内又は令和6年4月10日のいずれか早い日までとする。

6. 問い合わせ・各書類の提出先

総務省地域力創造グループ地域政策課

住 所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

電話番号：03-5253-5523

メ ー ル：chisei@soumu.go.jp